

♪♪♪各届出手続きについて♪♪♪

R5.4 最新版

就職準備金の貸付金交付完了後は、下記のとおり返還猶予・返還免除申請等の各種届出申請が必要です
今後、届出漏れ等がないように御留意ください

※各手続きが行われない場合は、返還免除となりません※

1 今後、下記の理由等により「返還の猶予を申請するとき」の届出・提出書類

- (1) 保育士として業務に従事している方 ※貸付金交付完了後、速やかに提出してください
①千葉県就職準備金貸付返還猶予申請書（第7号様式）
②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）
★（注1）雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も合わせて提出してください
- (2) 保育に従事する期間中に産休・育休を取得する方
※妊娠・出産に伴い離職した場合も含まれます
①千葉県就職準備金貸付返還猶予申請書（第7号様式）
②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）★（注1）と同様
③母子手帳の写し（表紙のみ）
- (3) 災害・疾病・求職活動中等により業務に従事できない方
①千葉県就職準備金貸付返還猶予申請書（第7号様式）
②罹災証明書、被災証明書、医師の診断書
業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）★（注1）と同様
※求職活動中の方で、退職するまで事業所等で保育業務に従事していた方
- (4) 復職（再就職）する方
①千葉県就職準備金貸付返還猶予申請書（第7号様式）
②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）★（注1）と同様

2 「返還の免除を申請するとき」の届出・提出書類

- (1) 千葉県内で保育士として継続（実働累計）2年間指定業務に従事した方
①千葉県就職準備金貸付返還免除申請書（第9号様式）
②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）★（注1）と同様

3 「貸付金の返還をしなけりばならなくなつたとき」の届出・提出書類

- ①千葉県就職準備金貸付返還計画書（第6号様式）
②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）★（注1）と同様
※業務に従事していた方

4 「申請時の届出事由に変更があつたとき」の届出・提出書類

- (1) (ア) 借受人の住所、氏名 (イ) 他の保育施設へ転職し、勤務先の届出事由に変更があつたとき
①貸付契約事項変更届（第11号様式）
② (ア) 住民票等の変更事項を証明する書類の原本
(イ) 転職前後の業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第14号様式）
★（注1）と同様

5 各届出様式等は、本会ホームページに掲載しておりますので当該様式を印刷の上、提出してください

(URL) <http://www.chibakenshakyō.net/> ※原則、本会より事前に様式は送付しません
パソコン [貸付事業] ⇒ [②貸付事業（保育分野）] ⇒ [保育士修学資金貸付] ⇒ [各種様式集]
スマホ「千葉県福祉人材センター」トップページ [3本バー] ⇒ [貸付事業]
⇒ [②貸付事業（保育分野）] ⇒ [就職準備金貸付] ⇒ [各種様式集]

◎ 送付先・お問い合わせ先

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階
千葉県社会福祉協議会千葉県福祉人材センター 資金貸付班（保育）
（TEL）043-306-7572 （FAX）043-306-7576
※平日の午前10時から午後6時まで

※お問い合わせの際は、「就職準備金貸付を利用中の〇〇です。」と名乗っていただくとスムーズです